

## おかめ八目

### 横浜市民の皆さんに

特集  
4

浪江 虔

#### <はじめに>

日本には、自治体と呼ぶにふさわしいものは、まだわずかしかない。横浜はそのわずかなもののひとつである。しかも先駆者であるといつてよい。旧市民であれ新市民であれ、みなこの榮譽と責任を分ち持つわけである。そのことについて、隣市に住む私はかねてから注目してきており、町田市民も横浜市民と同じ道を歩むようにしなければならぬと念じてきた。ようやく町田市にも春が訪れてきて、大先輩の横浜に学びながらいま懸命に民主的な市をつくっていく運動が展開されはじめている。

横浜市民と町田市民の連帯を強めることはいろいろな意味で重要であろう。そのことの一助に、この小論がなれば幸である。

#### 1———原点に立ちかえて

われわれ日本人は、本来自治能力を持たない民ではなかった。明治維新の“世なおし”によって新しい時代がきたことを覚った人々は、かなり早くから自分の住んでいる地域の政治を自分たちの手でやっつけようとした。具体的な方法は、<地方民会>づくりであったが、これは明治6年ごろからはじまって、次第に全国的にひろがっていったらしい。

明治10年の西南の役をやっと片づけて、官僚支配の体制をかためることに精力を集中しはじめた明治政府が、11年に府県会規則を、13年に区町村会法を、それぞれつくったのは、もはやつぶすことは不可能と覚ったからであろう。つぶそうとしてかえって自治のとりでの性格を強めるような結果を招くよりは、何とかして制御しやすいものに変質させようとしたのであろう。残念ながらこれは

着々と効を奏していくのだが、それはともかくとして、このような政治的成長を示した一時期が、明治維新後10年とたたないうちにすでにあったということを、私たちは忘れてはならない。

## 2———刀折れ矢尽きて

このようなすばらしい政治的成長が、ねじまげられ押しつぶされていった過程も、忘れてならないことである。官治地方制度が完成する明治21~22年までの間に、国家権力が打ち続けた攻撃はすさまじいものであって、国民の基本的権利のすべてに対して展開されたのであるが、自治権に関していえば、それは次のような方法で推進された。

まず第一に、住民代表を選ぶ権利とそれに選ばれる権利を、有産者に限定することである。それも、初めは下の限界を定めたただけであったが、市制町村制の施行にさいしては、市で3級制、町村で2級制というひどい制限が加えられるところまで進んでしまった。自由民権運動の全面的敗退が、このような暴挙をさえ許してしまったのである。

<注> 3級制というのは、選挙権を持つ者全員を納税額の多い順に並べておいて、上位から順にその納税額を累計していき、総額の3分の1に達したところまでを第1級とし、次の3分の1を第2級とし、残りを第3級とし、級ごとに議員の3分の1ずつを選ばせるのである。このひどい制度は、大正の終りにやっとなくなった。

攻撃の第2の方法は、執行機関と議決機関との関係において、前者の権限をできるだけ強めていくことである。戦後においてもこの方式はくり返されているが、そのことが革新首長に相対的に有利な立場を保障することになったのは、皮肉でもあり痛快でもある。長の直接公選制あればこそこう

なったのだが、明治の反動官僚どもは次にのべるように長の選任については異常なまでに慎重であった。その上での、執行機関の優位である。

攻撃の第3の道は、この長の選任についての権力の干渉である。もともと住民側が選び出す習慣がほぼ確立していた戸長を、10年代の初めからは形式的にせよ知事が追認するように仕向けて地均しをし、自由民権運動の敗色の濃くなった明治17年にはこれを任命制に切りかえている。市制町村制施行後は、市の場合は市会に3名の候補者を推薦させて、内務大臣が上奏御裁可を仰ぐという慎重さであった。<町村の方はすでに地主支配がかなり固まりかけていたので、町村会で選んだ者を知事が認可するという程度ですませたが>

市町村長の選任が、市町村会の選挙で決定できるようになったのは、昭和4年の法改正によってである。そして戦時中に再び逆転した。

攻撃の第4の道は、このような選ばれ方をする長や議員と、それを選んだ市町村会なり市町村民なりとの間を、可能ながぎり遮断することである。選挙という方法は、必然的に被選挙者と選挙人とを結びつけるものである。だからこそ意味があるのだが、明治の支配体制はそれを甚だしく嫌った。民主主義の芽をそこに認めたからであろう。そこで、府県会議員も市町村会議員も“選挙人ノ指示又ハ委嘱ヲ受クヘカラス”とされた。選挙することが、白紙委任状を預けることになってしまったわけである。

前述のように昭和になってやっと、市町村会が市町村長を選挙できるようになったのだが、それと同時に、市町村長に市町村会を無視して行動できる道を開いている。全くおどろくべき周到さである。したがって、3名推薦・上奏御裁可方式から、市会による選挙への変化を、大正デモクラシーの成果と見るのは少々甘すぎるであろう。この前進を抱き合わせに、次の条文が新設されたのである

から。

＜市制第90条ノ2＞市会又ハ市参事会ノ議決明ニ公益ヲ害スト認ムルトキハ市長ハ其ノ意見ニ依リ又ハ監督官庁ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付スベシ但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ市長ハ之ヲ再議ニ付セズシテ直ニ府県知事ノ指揮ヲ請フコトヲ得ク2—4項略＞

攻撃の第5の道は、国家権力の直接的な干渉介入のしくみであった。府県会・市町村会に対する解散権・市町村会はじめ全吏員全委員にまで限なく及ぶ知事の懲戒権＜解職まで含む＞、職務管掌制度、強制予算権、代理執行権等々、よくもこれだけ道具立てを整えたものと、あきれ返るばかりである。

＜注＞これらの“武器”の中では、代理執行権は“お手柔かな”部に入るが、もし今これがあったと仮定したら、朝鮮の人たちの国籍書換えをした市町村に、知事の命を受けた役人がのりこんできて、再び韓国と書き直し、出張旅費を市町村から取り立てて意気揚々と引き上げておしまいということになる。このお手柔かな方法ひとつだけでも、抵抗権を全く粉碎するに足るだけの威力をもっていた。

こういうひどい攻撃を国民に加えるにあたって支配者がとったまことに巧妙な方法の中心をなすが、大々的な町村合併であった。明治の市制町村制を国民に押しつけるのと並行して、7万以上あった村＜自治的活動能力をおのずから備えたもの＞を一挙に1万6千余に統合したのである。多くの人々はそれを自分たちが運営している村とは別のものが、お役所の便宜のために作られたという風にうけとってしまったが、そんな甘いものでなかったことは、上記のことでおわかりと思う。このように猛烈な攻撃と、それが成功したあとのその持続＜それは60年以上にわたっている＞とによって、せっかく早々と目覚めた日本国民の自

治意欲と自治能力とは、ほとんど完全に圧殺されてしまった。敗戦による権力機構の崩壊があったにもかかわらず、すぐに芽をふくことがなかったほど、われわれの精神的去勢は徹底的であった。

### 3———失われた絶好のチャンス

もうひとつ忘れてならないことは、法文の上でだけ一挙に市町村が完全な自治体になり、住民が主権者になったのに、この日本歴史はじまって以来のすばらしい条件を、決してフルに活用しようとしなかったわれわれの不明と怠慢である。

まず第一にこのような、法的諸条件の根本的変化を、正しく認識することができなかった。その確立のために血まで流した先輩たちに合わせる顔が全くない不明であり怠慢である。当時の日本社会民主化の運動論は、粗雑きわまるものであって、中央の政権を奪取することで市町村の民主化などは一挙に解決してしまうというような、それ自体が民主主義の原則から大きく外れたものであった。

われわれ日本国民の認識や運動方針が、いかにお粗末きわまるものであったかを、何より雄弁に物語っているのは、日本にはじめて生まれた自治体警察を、国民自らが圧殺してしまった愚挙である。しかもその恥を上塗りするかのように、自治体警察喪失についての遺憾の念どころか、そのいきさつの記憶すらほとんど失ってしまっている。

＜注＞昭和23年にできた、全く画期的な警察法では、“地方自治の真義を推進する観点から”＜前文中の句＞市はすべて自治体警察を持ち、人口5千以上の市街的町村も自治警を持つことになっていた。26年の部分的改悪で、人口5千以上の市街的町村は自治警を持っても持たなくても自由だとし、廃止等をどンドン議決させ、

住民投票でも圧倒的賛成で自治警廃止に持っていったのである。市の自治警は29年の全面的法改悪でつぶされてしまった。

〈横浜と私〉は主として現在のことを扱った本なので、きびしくとがめることはいささか当を失するかもしれないが、400ページという少なくはない紙面のどこでも、一言もこれにふれてはいない。現在と将来の横浜を、横浜市民が考えるにあたって、警察をどうするかという発想が生まれてくる条件は今はないのだが、しかし、もしまだ自治警のままであったなら、こういうことを警察に期待できたのというぐらいの着想は、生じてしかるべきではないだろうか。

国民の側の最高指導者までふくめて、当時の状況判断がこのように粗雑であったのだから、運動方針だって正しいものが生まれるはずはなかった。だから自治体問題は、長いこと不当に軽視されつづけてきた。この重大問題についての人々の認識を大きく変えていく点で、横浜市政が果たした役割は高く評価されてしかるべきだと私は思う。

タイミングのよさと地の利とに支えられたにはちがいが無いが、飛鳥田市政のスタートと、それが次々と打ち出した実績と、もうひとつこれについての飛鳥田氏の理論づけとは、人々に多くのことを教えた。自治体問題の重要性が、ようやくひろく理解される傾向が生じてきた。自治体をひとつひとつとつとっていくことが、勤労人民にとってはいかに貴重であり、支配者にとってはいかに厄介なことであるかが、やっとわかってきた。

飛鳥田市政4年の実績がなかったら、おそらく美濃部氏の当選はなかったであろうし、立候補決意さえも至難であったろう。

支配勢力の立場から情況判断をすれば、東京都知事に美濃部氏がなっていることは、他の何事にも増して不都合なことであろうが、そうなる要因をつくった38年の横浜市長選挙における保守派の内

紛は、戦術上きわめて大きな失敗であったといえよう。

いささか妙な話をしたようだけれども、私が横浜市政をどのように評価し、どういう期待をよせているかが、おわかりいただけると思う。

#### 4———〈広報よこはま〉の優秀さ

自治体住民が、自分の住んでいる自治体に対して親近感をもつかどうかについては、いろいろなことがらに関係するが、ごく一般的にいて、自治体が大きすぎることは、かなり大きなマイナスの要因である。市の中にいくつもの区を設けなければならぬこと自体、市が大きすぎる証明であるが、こういう巨大市の市政に関して、市当局と住民との間に意志の疎通をはかるのは、容易でない大仕事である。

このことでも横浜市当局の努力はたいへんなもので、かねてから敬意を表しているのだが、こんどの〈横浜と私〉の出版も、その努力の結晶のひとつである。

しかし卒直にいてこれはやや期待に反した。期待する方がムリなのかもしれないが、〈広報よこはま〉に見られるほどの精彩は乏しいように思う。

〈広報よこはま〉は自治体広報の中で特にすぐれたもののひとつであって、市政と市民の間を結ぶ往復パイプとしての役目を、相当みごとに果たしているのではないかと思われる。

この点に関して私は非常な興味を覚えたので、試みに〈川崎市政だより〉とかなり詳しく比較検討してみたことがある。その結果は小著〈自治体広報の実際〉にのせてあるので、既発表だけでも、本の性質からいて一般の方々ほとんど読んでおられないだろうから、少しその内容を紹介しておく。〈この2市の広報誌比較は、最初、神

奈川県立川崎図書館発行の“京浜文化”42年11月号でやったのだが、上記の本を書くにあたって、あらためてその後の両広報誌をさらに丹念に比較したのである。>

この2市の広報誌を比較することは、決して不当なことではないわけだが、両誌をくらべてみて、何よりも目につくのは、誌面への市民の登場のちがいである。<広報よこはま>では、42年の初から44年の半ばまでを見たのだが、毎号きまって市民が登場する、きまりもの記事だけで6種ある。それはこうだ。

a やあごくろうさんくここに出てくる市民はきわめて多彩であって、多くの市の広報がやりがちなように、肩書つきの人を主とするのでは全くない>

b 公共施設訪問記<各中学校順ぐりに生徒2人が、ルポライターになって文と写真を出す>

c 浮標、感想や意見の欄だが、この人選がまたなかなか妙を得ている。編集会議で討議して選ぶ由である。

d 小学生の詩

e 短歌・俳句

f 市民の声欄<注文・苦情・質問と、それに対するきわめてすぐれた回答>

多くの広報誌をながめてみると、市民登場の頻度が高くてもその登場のし方が非常によくないのが意外に多い。はっきりいうと、一部少数者の同人雑誌化である。市民登場がだいじだといっても、自治体広報誌には自らそのワクがあるのであって、同人雑誌化したり市政と全く無関係のものがのさばっては、やめた方がいいくらいである。この点<広報よこはま>は全くツボを心得ている。一方<川崎市政だより>をみると、市当局から市民にお知らせする記事は、多彩かつ豊富で、説明のしかただって決して悪くはないのだが、市民登場は全く珍らしい。市民が何らかの形で自分の意

見なり作品<絵・写真・文など>を<川崎市政だより>にのせるのには、<狭き門>をよほど巧みにくぐりぬける能力を持たないといけないようである。

具体的にいうと、42年1月から44年5月までの29号に、市民の意見なり作文なりがのったのは、質問もふくめて35回、しかもそのうち15回は、43年3月号から毎号のることになった<街角の詩>であり、8回は質問欄の<声のロビー>である。その他も美術展の受賞作品、写真やポスターや標語の入選作品というようなものが多く、当然のことながら市政との結びつきは、ごくうすい。

こうはいっても<川崎市政だより>が一般の広報誌とくらべて、特に悪いというほどではなく、少なくともお知らせについては、かなりキメこまかく行っているのだから、<川崎市政だより>にとっては、比較される相手がよすぎたということになる。

こんどの<横浜と私>は、少々皮肉な言い方をすると、<広報よこはま>にくらべて精彩に乏しく、どちらかといえば<川崎市政だより>的ところがだいぶある。前半に登場する一市民家族も<広報よこはま>に登場する生きのいい市民ではなくて、多くの市民を平均してしまった標準型市民である。

事の性質上やむを得ないのではあろうが、ありのままの感想をのべておく。

## 5——市議会はどうかの？

絶賛に値する<広報よこはま>に、一つだけきわめて大きい欠点があった。そのことについては私は、前記の本で次のように指摘しておいた。

<広報よこはま>については、いろいろとほめちぎってきたわけだが、最後にその重大な欠

陥を指摘しておこう。

それは議会記事がほとんどゼロに等しいということである。議会記事といえるものは、市長・市議の選挙のあったあと、新市議名一覧が出たのと、その直後の臨時市議会とだけである。毎年3月に開かれる最重要の予算議会についても可決された予算の内容の説明が、2ページの特集で扱われるだけで、議会での審議は全く記事にはならないのである。横浜では議会の議事内容をまとめた印刷物が別に作られていないわけではない。しかし少部数作って、しかるべき所に配布するという議会記録は、問題外である。

私はこれを<議会だより><議会報>とは呼ばない。行政広報と呼ばれるものが、すべて全世帯配布をしているのだから<議会報>もその水準のものでなければ話にならない。<中略>

横浜市がそのすぐれた<広報よこはま>で議会記事をかかも冷遇しているのは、全く驚くべきことだが、もっと驚くのは市民の間からいっこう文句がつきつけられないということである。すでに見たように<広報よこはま>は、市民の不平不満や苦情に、広く門戸を開放している。きけば毎号掲載する分の何倍かの質問がよせられているという。また<市長に手紙を出す旬間>には、1万5千通をこえる手紙がよせられている<43年の実績>。市民の声に耳を傾ける横浜市長のことだから、議会記事が足りないという声についても、まさかそれは市長のあずかり知らぬことで、どうぞ議長の方へねがいますとはいうまい。

いったい横浜市民は、自分たちが選んだ議員によって構成され、市の最も重要なことがらを審議議決している市議会をどのように考えておいでなのであろう。

いかに市長が名市長で、その市政が市民をだい

じにするゆき届いたものであっても、そしてまた市民の声が市長の耳に届きやすくなっているも、議会は議会で市民のもう一つの代議制代表であり、これをぬきにして市政を考えてはならないのである。それがどういう審議をし、どういう態度をとっているのか、たとえば市民の意を体してどんな意見書提出をしているか、市民から出されたさまざまな請願をどう扱っているか等々について、一定の方法で定期的に報告してもらうことは、市民としての代議制の権利であって、決して簡単に放棄してはならないものである。

さて<広報よこはま>の担当課は、議会記事を全く扱っていないことをやほりまぜいことと考へ、44年度からは増ページして誌面にゆとりを持たせ、何とかして議会記事を扱えるような条件を作ろうとしたのである。しかしこの予算要求は認められなかった。この1年また<広報よこはま>は、議会記事の乏しさで全国にも稀な広報誌として存在するだろう。

それは横浜市民にとって、はなはだ都合の悪いことである。しかし禍を転じて福となすこともできる。それは、全世帯配布の<市議会報>を、議会事務局から出させることである。横浜市のような大都市では、行政広報の誌面の一部をさいて議会記事を扱うというのは、きわめて困難である。だから当然、二本建てにすべきである。なお、議会報の重要性については、第2章でくわしく論じたとおりである。<“自治体広報の実際”第6章6のほぼ全文>

既刊の著書から長々と引用したのは、この内容が今もそのままあてはまるからである。<広報よこはま>は現在でも議会記事については全国最低であるし、独自の議会報発行のけはいもない。参考までにいうが、東京都下の23市は、1市のこらずみな独自の議会報を出しており、武蔵野市議会報

のごときは昭和26年創刊、40年度に100号に達し、100号までの全号の縮刷版さえ出しているのである。

こんどの〈横浜と私〉にしても、市議会のことは年表のところにはほんのわずが、重要議案の否決・可決に関してのっているだけである。〈ついでにいうと、年表では“市会”という誤った用語が使われている。これは戦前の市制のときの言葉で、現在は市議会が正式である。議員も市会議員でなく市議會議員が正しい。〉

極言すれば横浜市議会は、あるのかないのかわからないみたいである。そして横浜市民はそのことが決してノーマルでないということにさえあまり気付いていないようである。たしかに横浜市長は、市民の声をきき、市民に市政を考えさせ、意見を出させるという点で、全く抜群の能力をもちまた懸命の努力をつづけている。その成果には感服することが実に多い。だが、それだから議会はいつでもいいというところまで飛躍することは、決して容認されるべきではないだろう。議会制民主主義が理想的なものだと言えないことは事実だけれども、そのよさをできる限り開拓していくという努力は、日本ではまだごく不十分にしか行なわれていない。

飛鳥田市政の第1期は、諸種の事情からある程度やむをえない行き方であろうと私も見ていた。今すでに第2期も終わろうとしている。にもかかわらずこのような議会軽視が市民の側にあるというのは、私にはどうしてもなつとくがいかない。

改選も間近であるが、こんどこそは市民の代表としてふさわしい議員を選び出し、市議会の機能を十分發揮してもらおうようにすべきであろう。

この機会に、横浜市の図書館政策についても、ぜひ一言しておきたい。

私は図書館に関してはかなりの発言権をもっている者である。32年目になる私立図書館の運営者であり、日本図書館協会常務理事・図書館雑誌編集委員長でもある。そして、いわゆる図書館専門家ではなくて、図書館運動家である。そういう人間として、横浜市の図書館政策については、市当局と市民の双方にむけてかねてから意見をのべたいと思っていた。その思いをこの機会に果たさせていただこうと思う。

「横浜と私」の中では、野毛山の市立図書館〈正式名称は“横浜市図書館”〉のことが366ページに、「青少年図書館」のことが272—3ページに書いてある。

横浜市図書館の“利用者も主として学生であり、勤労者や主婦はなかなか利用できない。そこで、市立図書館では館外奉仕として団体貸出しをおこなっている。……”〈366ページ〉

この団体貸出しはかなり思い切って冊数を多くしており、300～500冊あたりがふつうである。これは日本の図書館としては全く意識外れの量である。それはそれで大いによろしい。

だが、人口230万の市に市立図書館がたった一つでは、圧倒的大部分の市民は図書館の利用圏外に放り出されていることになる。思い切った冊数の団体貸出しは、この致命的欠陥を応急的にうめあわせるためのひとつの方法ではあるが、これでうめあわせができるわけのものではない。

この方式は、横浜に一步先んじて町田市で始めたものだが、町田では「地域文庫」とよび、そこへ市の図書館から大量長期貸出しをし、文庫は有志の手による運営で、その多くは公開である。町田ではこれが住民運動的性格をもち、市の図書館の飛躍的發展の一要因となった。それまで貧弱な市立図書館の方の代表のようであったものが、40年

頃から資料費年々約5割増が3年つき、43年からは2年連続倍増で、45年にはついに1千万円に達したのである。しかも46年中には分館が一つできそうである。

横浜では今のところ、本館の増設はもとより、分館の計画すらないが、同格の市である名古屋では、野毛山の横浜市図書館以上の充実度を示す鶴舞中央図書館と西図書館の他に、すでに9の市立図書館があり、程なく1区1館は達成されそうである。

横浜にはもうひとつ“代用品”がある。いうまでもなく「青少年図書館」と呼ばれているもので、数についてだけいえば名古屋とちよど同じ、1区1館達成は名古屋に一步先ずるであろう。

だがこれは、「横浜と私」にあるとおり、“学校から帰ったあとの児童・生徒の勉強部屋として”存在するにすぎないのであって、図書館ではない。勉強部屋はたしかにひとつの社会的必要性をもった施設であって、1区に10ずつぐらいあった方がいいものかもしれない。そこに2千冊かそのらの本があって、閲覧だけはできるようになっていても、これはあくまで図書館ではなく、分館ですらない。図書館として何よりもだじな、つまりそれをしなければ図書館の仲間入りはできないところの活動は、館外貸出である。これをするこゝではじめて、市民は<子どもも市民だが>場所と時間の拘束から解放されて図書館の利用者になりうるのである。

日本国家が民主主義を敵視していた時代の日本の図書館の多くが、館外貸出をしていなかったために、われわれ日本人の頭の中には図書館イコール勉強場の観念がまだ強く残っており、貸出をしないものを図書館と呼んでも、質屋を銀行とよぶことほどに違和感を感じないのだが、これはわれわれの頭の中の民主化のおくれを示すだけのものがある。

どんな本でも求めに応じて気前よく貸出すというところに、民主主義社会の図書館の最大の強味がある。権力の干渉を排除して主権者国民が自由に自己の教養を高め人生を楽しく内容豊かにするうえで、こういう図書館こそ欠くべからざる存在なのである。

民主主義市政の前進について、全国のトップを切っている横浜市が、この歴史的にも国際的にも明白な図書館の原則に目をつぶって、勉強室にすぎないものを図書館と呼んでいるのは、どう考えても名誉を傷つけるものである。

このような苛酷な言い方をしたからとて、私は全面的否定論者ではない。数年前に有志で「青少年図書館」の現地見学をしたあと、参加者の多くが甚だしく否定的であった時も、私はそれに反対した。市民が運動することであれを配本所なり分館なりに育てあげていく可能性はある。そういう市民運動に期待し及ばすながらも協力していこうではないかというのが、その時の私の主張であった。

この期待はなかなか満たされそうになかったが、やっと最近になって芽が吹きかけている。市民の強い要望によって、まず保土ヶ谷の<青少年図書館>がテストケースとして貸し出をはじめたのである。週2回の貸出日には180人から200人の子どもが押しかけるという。

図書館専門家にいわせれば、こうなることはとっくの昔にわかっていることで、テストの必要はなく、どうしてこれを次々と実施していくかの方法を究明しさえすればいいことなのだが、それはともかくとして、1日も早く横浜の「青少年図書館」が「」つきでなしに図書館と呼んでいいものに体質改善してもらいたいものである。そして、条件の整っているところから、“青少年”に限定されない本格的な図書館に育ててほしいのである。



名古屋の1区1館でさえ、民主主義文化国家の水  
準からいえば丸っきり問題外の少なさであって、  
NHK海外取材班の報告によるとロンドンのキャ  
ムデン区は、人口24万の区だが、20万冊の蔵書を  
もつ中央館のほかに、18の本格的図書館があると  
のこと、しかも市民からはなお増設の要望がある  
とのことである。イギリス国民は、日本国民にく  
らべて、80倍から100倍ほども図書館の本を利用  
する国民なのだ、がそれはそれだけの条件が整っ  
ているからである。整っているというより自治体  
にそれだけの仕事をやらせることに成功している  
からである。

「横浜と私」のいい点について<それはたくさん  
ありますが>ほとんどふれるところがなく、いさ  
さか礼を失するかもしれません。しかしかねてか  
ら横浜市民の皆さんに言いたいと思っていたこと  
を申しのべて、参考に供していただいた方が、い  
いと思ったからです。

<自治体問題研究者>